

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院通則(平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。)及び九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)により各学府規則において定めるよう規定されている事項及び九州大学大学院統合新領域学府(以下「本学府」という。)において必要と認める事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学府は、科学的な知の統合と創造を通じて、現代の科学や社会が問いかける複合的かつ根源的な課題の究明に取り組み、その知的成果を社会に還元するとともに、自らそのような知の担い手として活躍する高度な専門人材を組織的に養成する。

(入学資格)

第2条 本学府の修士課程に入学できる者は、通則第10条のとおりとする。

第3条 本学府の博士後期課程に入学できる者は、通則第11条のとおりとする。

第4条 入学を志願する者に対する考査は、学力検査、出身大学の成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

2 学力検査の方法については、本学府教授会の議を経て統合新領域学府長(以下「本学府長」という。)が定める。

(学期)

第5条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第6条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目、単位、履修方法、試験等)

第7条 授業科目、単位及び履修方法は、ユーザー感性スタディーズ専攻にあっては別表第1、オートモーティブサイエンス専攻(次項に規定するオートモーティブサイエンスグローバルコースを除く。)にあっては別表第2、ライブラリーサイエンス専攻にあっては別表第3のとおりとする。

2 本学府オートモーティブサイエンス専攻修士課程及び博士後期課程に国際コース(英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。)として、オートモーティブサイエンスグローバルコースを置き、その授業科目、単位及び履修方法は、別表第4のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

4 単位計算の基準は、講義及び演習については15時間をもって1単位、実験及び実習については30時間又は45時間をもって1単位とする。

第8条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、指導教員の指示に従って選定し、本学府長に届け出なければならない。

2 学府において、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学部又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が特に必要があると認めるときは、課程修了の要件となる単位に充当することができる。

第9条 試験は、履修した各授業科目につき、その授業科目の授業終了の学期末又は学年末に行うものとする。

第10条 単位修得の認定は、本学府教授会の議を経て、本学府長がこれを行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第11条 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、ユーザー感性スタディーズ専攻修士課程にあつては6単位、オートモーティブサイエンス専攻修士課程にあつては4単位（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては8単位）、ライブラリーサイエンス専攻修士課程にあつては4単位を限度として課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

3 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 本学府の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

(修士課程の修了要件)

第13条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性スタディーズ専攻にあつては36単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては38単位以上（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては30単位以上）、ライブラリーサイエンス専攻にあつては36単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文（ユーザー感性スタディーズ専攻にあつては修士論文又は特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第14条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、次の各号に掲げる単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。この場合において、他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては、博士後期課程において、ユーザー感性スタディーズ専攻にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては4単位以上）、ライブラリーサイエンス専攻にあつては14単位以上を修得しなければならない。

(1) ユーザー感性スタディーズ専攻 48単位以上

(2) オートモーティブサイエンス専攻 53単位以上（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては34単位以上）

(3) ライブラリーサイエンス専攻 50単位以上

2 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以

上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について、ユーザー感性スタディーズ専攻にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては4単位以上）、ライブラリーサイエンス専攻にあつては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

（学位論文及び最終試験）

第15条 修士論文（ユーザー感性スタディーズ専攻にあつては修士論文又は特定の課題についての研究の成果）は、在学期間中、本学府の定める期間までに、指導教員を経て、本学府長に提出しなければならない。

第16条 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の承認を得て提出するものとする。ただし、本学府教授会の議を経て、本学府長が優れた研究業績を上げたと認めた者は、博士後期課程における在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

第17条 最終試験は、学位論文を提出した者について行うものとする。

（科目等履修生）

第18条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第2項に定めるところによる。

第19条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があつた者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第20条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第9条及び第10条の規定を準用する。

第21条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

（雑則）

第22条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第105号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第120号）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成23年度に本学府に入学する者から適用し、平成23年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第66号）

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則第12条の規定は、平成23年10月1日に本学府に入学する者から適用し、同年9月30日に本学府に在学し、同年10月

1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第138号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則（別表第3を除く。）は、平成24年度に本学府に入学する者から適用し、平成24年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年度九大規則第19号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第120号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成25年10月1日に本学府に入学する者から適用し、平成25年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第75号）

この規則は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第150号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成26年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第176号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、平成27年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成27年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大規則第79号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成28年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成28年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第142号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則別表第2及び別表第3の規定は、平成29年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成29年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第135号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成30年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成30年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第120号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成31年4月1日に本学

府に入学する者から適用し、平成31年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第71号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、令和2年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和2年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大規則第111号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、令和3年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第111号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、令和4年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和4年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第72号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、令和5年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和5年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年度九大規則第73号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、令和6年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和6年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表第 1

ユーザー感性スタディーズ専攻

(修士課程)

一 履修方法

1 から 6 までに掲げる単位を含む 36 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「学府共通科目」について「統合新領域最先端セミナー」を含む 1 科目 1 単位以上
2. 科目区分「特別研究」について 2 科目 8 単位
3. 科目区分「ユーザー感性スタディーズ基礎」について「越境ゼミ (1)」、「ユーザー感性スタディーズ概論」及び「融合・越境リテラシー」を含む 3 科目 5 単位
4. 科目区分「PTL・インターンシップ」について「融合・越境型 PTL I」及び「融合・越境型 PTL II」を含む 2 科目 8 単位
5. 科目区分「ユーザー感性スタディーズ推奨科目」から 10 単位
6. 次に掲げる科目について 4 単位以上
 - (1) ユーザー感性スタディーズ専攻の授業科目 (ただし、上記 2. から 5. までの単位として修得した単位を除く。)
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目 (大学院基幹教育科目を含む。)

二 授業科目

科目区分		授業科目	単位
学府共通科目		統合新領域最先端セミナー	1
		英語科学論文の書き方と国際会議でのプレゼンテーション技術	1
専攻共通科目	特別研究	特別研究 (1)	4
		特別研究 (2)	4
	ユーザー感性スタディーズ基礎	越境ゼミ (1)	1
		越境ゼミ (2)	1
		ユーザー感性スタディーズ概論	2
		融合・越境リテラシー	2
	PTL・インターンシップ	インターンシップ	2
		融合・越境型 PTL I	4
		融合・越境型 PTL II	4
		ユーザー感性スタディーズプロジェクト	2
ユーザー感性ス	人間理解科目	感性人類学	1

タディーズ推奨 科目		適応行動論（１）	1
		適応行動論（２）	1
		感性哲学	1
		感性生理心理学（１）	1
		感性生理心理学（２）	1
		感性生理心理学演習（１）	2
		感性生理心理学演習（２）	2
	共生科目	文化と発達（１）	1
		文化と発達（２）	1
		コミュニティ心理学	2
		実践形成型フィールドワーク演習	1
		人間発達学	2
		人間共生論	2
	共創科目	メディアコミュニケーションデザイン論	1
		情報価値編集論	1
		地域マテリアルデザイン論	2
		デザイン価値創出論	1
		感性価値認知論	1
		感性価値マネジメント論	1
		ユーザー参加型デザイン論	1
		記号過程デザイン論	1
		ミュージアム実践論	1

(博士後期課程)

一 履修方法

科目区分「特別研究」1科目12単位以上を修得しなければならない。

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
特別研究	ユーザー感性スタディーズ特別研究	12
分野専門科目	上級越境ゼミ(1)	1
	上級越境ゼミ(2)	1
	ユーザー感性スタディーズ特論	2
	上級融合・越境型PTL I	4
	上級融合・越境型PTL II	4

別表第2

オートモーティブサイエンス専攻

(修士課程)

一 履修方法

1 から 4 までに掲げる単位を含む 38 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「学府共通科目」について「統合新領域最先端セミナー」を含む1科目1単位以上
2. 科目区分「専攻共通科目」について(1)から(3)に掲げる単位を含む16単位以上
 - (1) 科目区分「オートモーティブサイエンス基礎」について2科目5単位
 - (2) 科目区分「特別研究」について4科目8単位
 - (3) 科目区分「インターンシップ」のうちインターンシップIについて1科目3単位
3. 科目区分「分野専門科目」のうち自らが履修する分野について7科目14単位（自らが履修する分野の概論科目1科目2単位を含む。）
4. 次に掲げる科目について7単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件となる単位に含めることができるのは、4単位までとする。）
 - (1) オートモーティブサイエンス専攻の授業科目（ただし、上記2及び3の単位として修得した単位を除く。）
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目（大学院基幹教育科目を含む。）

二 授業科目

科目区分		授業科目	単位
学府共通科目		統合新領域最先端セミナー	1
		英語科学論文の書き方と国際会議でのプレゼンテーション技術	1
専攻共通科目	オートモーティブサイエンス基礎	オートモーティブサイエンス概論	1
		国際コミュニケーション演習	4
	特別研究	オートモーティブサイエンス演習I	2
		オートモーティブサイエンス演習II	2
		オートモーティブサイエンス演習III	2
		オートモーティブサイエンス演習IV	2
	インターンシップ	インターンシップI	3
		インターンシップII	2
		インターンシップIII	2
		インターンシップIV	2

分野専門 科目	先端材料科学 分野	概論科目	オートモーティブ先端材料科学概論	2
			自動車用金属材料学	2
			自動車用材料の接合および複合学	2
			塑性変形学	2
			自動車用材料制御学	2
			エネルギー材料科学	2
			自動車用高分子材料学	2
			セラミック材料物性学	2
			自動車用触媒科学	2
			オートモーティブ環境科学 I	2
			自動車用表示材料特論	2
			自動車用半導体デバイス基礎	2
		ダイナミクス 分野	概論科目	オートモーティブダイナミクス概論
構造・動力学特論	2			
構造・動力学演習	2			
自動車空気力学特論	2			
自動車空気力学演習	2			
自動車動力源特論	2			
自動車動力源演習	2			
モビリティ環境科学	2			
自動車強度学特論	2			
高剛性自動車構造学特論	2			
情報制御学 分野	概論科目	オートモーティブ情報制御学概論	2	
		組込みハードウェア特論	2	

		組込みソフトウェア特論	2
		マルチエージェントシステム制御Ⅰ	1
		マルチエージェントシステム制御Ⅱ	1
		移動体通信基礎論	2
		自動車センサーシステム特論	2
		自動車パワーエレクトロニクス特論	2
		自動車情報計測制御演習	2
		自動車情報計測制御実習	2
		超伝導応用システム特論	2
		自動車電子デバイス特論	2
		ソフトウェア開発プロセス特論	2
人間科学分野	概論科目	オートモーティブ人間科学概論	2
		エクステリア・エアロ デザイン	2
		インテリア・インタフェース デザイン	2
		自動車感性評価学	2
		交通心理学研究法	2
		交通心理学	2
		自動車安全文化論	2
		都市交通論	2
		海外都市計画	2
		交通流工学	2
		オートモーティブ環境科学Ⅱ	2
社会科学分野	概論科目	オートモーティブ社会科学概論	2
		経営管理特論	2

	企業戦略マネジメント	2
	イノベーション・マネジメント	2
	プロダクション・マネジメント	2
	市場システム分析	2
	グローバル経営	2
	エコロジーの経済	2
	交通の経済学	2
	生産管理	2

(博士後期課程)

一 履修方法

1 から 3 までに掲げる単位を含め 1 5 単位以上修得しなければならない。

1. 科目区分「専攻共通科目」について「上級国際コミュニケーション演習」 2 単位
2. 科目区分「専攻共通科目」について「オートモーティブサイエンス特論」 1 単位
3. 科目区分「特別研究」について 1 科目 1 2 単位

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目	上級国際コミュニケーション演習	2
	インターンシップ	3
	オートモーティブサイエンス特論	1
特別研究	オートモーティブサイエンス特別研究A	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究B	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究C	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究D	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究E	1 2

別表第3

ライブラリーサイエンス専攻

(修士課程)

一 履修方法

1 から 6 までに掲げる単位を含む 36 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「学府共通科目」について「統合新領域最先端セミナー」を含む 1 科目 1 単位以上
2. 科目区分「特別研究」について 2 科目 6 単位
3. 科目区分「基礎科目」について 1 科目 1 単位
4. 科目区分「PTL・インターンシップ科目」について 2 科目 3 単位又は 2 科目 4 単位
5. 科目区分「専門科目」について 2 1 単位
6. 次に掲げる科目について 4 単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件とする単位に含めることができるのは、4 単位までとする。）
 - (1) ライブラリーサイエンス専攻の授業科目（ただし、上記 2 から 5 までの単位として修得した単位を除く。）
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目（大学院基幹教育科目を含む。）

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
学府共通科目	統合新領域最先端セミナー	1
	英語科学論文の書き方と国際会議でのプレゼンテーション技術	1
特別研究	特別研究 I	2
	特別研究 II	4
基礎科目	ライブラリーサイエンス概論	1
PTL・インターンシップ科目	ライブラリーサイエンス PTL I	2
	ライブラリーサイエンス PTL II	2
	インターンシップ	1
専門科目	電子資料開発論	2
	情報サービスと著作権	2
	情報資源保存論	2
	図書館マネジメント論	2
	図書館行政論	1

学術情報流通論	1
レファレンスサービス論	2
ライブラリー資料論	2
ライブラリーと人文情報学	2
文書記録マネジメント論	2
文書記録管理政策論	2
文書記録資料論	2
文書記録特殊資料論	2
情報評価分析論	2
数理統計	2
データマイニング	2
情報セキュリティ論	1
データベース演習	2
構造化文書運用演習	2
公文書評価選別論	2
情報マネジメント論	2
情報システム論	2
現代情報法制論	1
学習科学	2
LSS特別講義 1	1
LSS特別講義 2	1
文書記録サービス論	2
質的調査法	2
言説分析	2

	国際会議プレゼンテーション実践	2
	文書記録活動論	2
	研究データ管理基礎	1
	研究活動の変化と情報管理の理論	1
	研究データ管理支援実習	1

(博士後期課程)

一 履修方法

1 及び 2 に掲げる単位を含め 1 4 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「特別研究」について 1 科目 1 2 単位

2. 科目区分「専攻共通科目」について 2 科目 2 単位

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
特別研究	ライブラリーサイエンス特別研究	1 2
専攻共通科目	ライブラリーサイエンス特別演習	1
	ライブラリーサイエンス講究	1

別表第4

オートモーティブサイエンスグローバルコース

(修士課程)

一 履修方法

1 から4 までに掲げる単位を含む30 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「能力開発特別スクーリング科目」について6 科目12 単位
2. 科目区分「基本科目」について「Corporate Strategy in Automotive Industry」、「Automotive Science and Engineering」及び「Automotive Advanced Science」を含む4 科目8 単位
3. 科目区分「高等専門科目」について1 科目2 単位
4. 次に掲げる科目について8 単位以上
 - (1) 科目区分「基本科目」又は「高等専門科目」（ただし、上記2 及び3 の単位として修得した単位を除く。）
 - (2) オートモーティブサイエンス専攻で開講される英語による授業科目
 - (3) 本学府他専攻で開講される英語による授業科目
 - (4) 他学府で開講される英語による授業科目

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
能力開発特別スクーリング科目	International Communication Seminar 1	2
	International Communication Seminar 2	2
	Automotive Science Seminar 1	2
	Automotive Science Seminar 2	2
	Automotive Science Seminar 3	2
	Automotive Science Seminar 4	2
基本科目	Automotive Advanced Material Science	2
	Automotive Dynamics	2
	Automotive Information Control System	2
	Automotive Human Science	2
	Automotive Social Science	2
	Corporate Strategy in Automotive Industry	2
	Automotive Science and Engineering	2
	Automotive Advanced Science	2
高等専門科目	Functional Inorganic Materials	2

	Polymer Physical Chemistry	2
	Applied Fluid Dynamics	2
	Environmental Economics	2

(博士後期課程)

一 履修方法

科目区分「上級能力開発特別スクーリング科目」から2科目4単位以上を修得しなければならない。

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
上級能力開発特別スクーリング科目	Seminar Advanced International Communication	2
	Seminar Advanced Automotive Science 1	2
	Seminar Advanced Automotive Science 2	2
	Seminar Advanced Automotive Science 3	2